

船橋市高瀬下水処理場上部運動広場管理運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市運動広場条例（平成28年船橋市条例第30号。以下「条例」という。）第2条第2項に定める船橋市高瀬下水処理場上部運動広場（以下「広場」という。）を円滑かつ適正な使用に供するための指針として、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 片面使用 条例別表第1中備考4で規定する、広場の2分の1面以内の使用のことをいう。
- (2) 専用使用 条例第4条第1号に規定する使用者及びその同一団体の者のみで、許可を受けている広場を使用することをいう。
- (3) 自由使用 広場の供用時間内で、専用使用されていない面で、許可を受けずに広場を使用することをいう。

(使用形態)

第3条 広場の使用形態は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第3条第2項第4号に鑑み広場の安全な使用のため、片面使用の場合において、当該片面使用及びもう一方の面での片面使用で使用する種目を、原則同一種目に限定する。ただし、船橋市生涯学習施設予約システムを使用して広場の片面使用の予約を行う場合において、使用種目を「屋外その他」として予約したときにおいてはその限りでない。
- (2) 前号に掲げる「屋外その他」種目での片面使用においては、条例及び船橋市運動広場条例施行規則（平成28年船橋市教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）を遵守し、広場を使用する他の者に対して安全を図りながら使用するものとする。
- (3) 自由使用をする場合は、簡易的な遊び等の軽スポーツ等での使用とする。また、人数は数人程度の少人数で行うものとし、他の広場を使用する者と調整を図りながら使用するものとする。さらに、自由使用をしようとする者は、使用時にその旨を管理人に報告するものとする。
- (4) 前号の規定について、自由使用をする者又は団体の使用形態が、専用しての使用と同等と認められるときは、原則として使用許可を申請するものとする。
- (5) 専用使用と自由使用の混在を防ぎ、広場の安全かつ適正な使用を図るため、当日の専用使用の予約状況を掲示するものとする。

(使用制限)

第4条 条例又は規則の規定を遵守する限りにおいて、広場は多目的な運動に使用できるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を制限し、又は停止するものとする。

- (1) 広場の面積、設備、使用形態及び安全面等を勘案して、施設の管理上支障があると認められる種目（野球、ソフトボール、ゴルフ、ゲートボール等）で使用するとき。
- (2) サッカーゴールにぶら下がる又は、サッカーゴールを引きずるような使用をするとき。
- (3) 野球用等の金属スパイク、陸上競技用等のピンスパイク及びハイヒール等の先の尖ったシューズを使用するとき。
- (4) 石灰を主成分としたライン材を使用するとき。
- (5) 物品の販売、寄付、宣伝、募集行為、宗教活動、喫煙、花火、騒音を発する等、条例及び規則に抵触する広場の使用をするとき。
- (6) その他、広場に掲示する使用上の注意に反するとき。

（原状回復）

第5条 使用者は、条例第11条に基づき使用した施設及び設備の原状回復義務を負うため、使用を終了したときは、広場の整備及び使用した設備の片付け等をするものとする。また、原状回復に要する時間は、当該使用許可を受けた時間帯に含むものとする。

附 則

この内規は、平成28年10月1日から施行する。